

【改正】非対面取引における本人確認方法の追加 (古物営業法第15条・同法施行規則第15条関係)

施行規則第15条第3項第5号

①



売主



異なる本人確認書類のコピー2点(例:運転免許証及び健康保険証)
又は
本人確認書類のコピー+公共料金領収証等(の写し)



古物商

配達記録郵便(書留郵便)かつ転送不要郵便

施行規則第15条第3項第4号

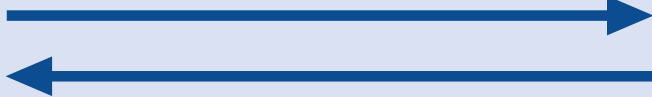
②



売主



(※古物商が提供するソフトウェアを使用して撮影・送信)
本人確認書類(運転免許証等)の画像(※)



古物商

配達記録郵便(書留郵便)かつ転送不要郵便

施行規則第15条第3項第4号

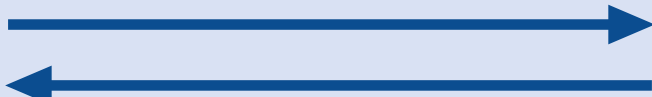
③



売主



本人確認書類(運転免許証等)のICチップ情報(住所、氏名等)



古物商

配達記録郵便(書留郵便)かつ転送不要郵便

施行規則第15条第3項第8号

④



売主



(※古物商が提供するソフトウェアを使用して撮影・送信)
売主の容貌の画像(※)+本人確認書類(写真付き)の画像(※)
(リアルタイムのビデオ通話による確認を含む)



古物商

施行規則第15条第3項第9号

⑤



売主



(※古物商が提供するソフトウェアを使用して撮影・送信)
売主の容貌の画像(※)+本人確認書類のICチップ情報(写真含む)



古物商

【注意】市町村から個人番号(マイナンバー)を通知するために送付された『通知カード(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカード)』は、非対面取引における相手方の真偽の確認のために使用できません。